ボランティア活動育成事業補助金要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域福祉の

増進を図るため、ボランティア活動の立ち上げや育成に必要な経費について、予算の範囲内で補助することについて必要事項を定めるものとする。

（補助の対象者）

第２条　補助の対象者は**、**社協にボランティア登録をしている団体で、主に箕輪町で新しい事業を立ち上げる活動者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）専ら営利を目的とする事業

（２）特定の政治または宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業

（３）企業、職能団体等の団体内の活動である事業

（４）その他会長が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める事業

（補助の対象経費）

第３条　補助の対象経費は**、**新しい事業の立ち上げに必要な経費とし別表に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げるものは原則として対象外とする。

（１）他から補助を受けている事業

（２）食材費及び飲食代

（３）団体の会員に対する人件費及び謝礼

（４）団体の会員に対するボランティア活動保険代

（５）その他社協会長が対象外と判断したもの

（補助金の限度額及び期間）

第４条　補助金の額は原則３万円を上限として予算の範囲内で補助するものとする。

２　補助金の交付回数は、当該年度において同一団体あたり１回限りとする。

（申　請）

第５条　補助を受けようとするものは、ボランティア活動育成事業補助金申請書（様式第１号）を期限までに社協会長あてに提出するものとする。

２　社協会長は審査会で審査後、ボランティア活動育成事業助金成審査結果通知書（様式第２号）により、その旨を通知するものとする。

（請　求）

第６条　補助決定を受けた団体は、ボランティア活動育成事業補助金請求書（様式第３号）を期限までに会長へ提出するものとする。

（補助）

第７条　社協会長は、審査結果に基づきすみやかに補助するものとする。

（事業の変更）

第８条　途中で内容の変更を行う場合は、社協会長が認める軽微な変更を除きすみやかにボランティ

ア活動育成事業補助金変更申請書（様式第４条）によりその承認を受けなければならない。

２　社協会長は、変更を受理した場合、ボランティア活動育成事業補助金変更決定通知書（様式第５条）によりその旨を通知するものとする。

（実施報告）

第９条　補助を受けた団体は、対象事業終了後すみやかにボランティア活動育成事業補助金実績報告書（様式第６号）により報告しなければならない。

（返　　還）

第１０条　次に掲げるものは、当該年度の補助金の全額一部を会長へ返還しなければならない。

（１）補助金を目的外及び申請事業内容と異なるものに使用したとき

（２）当該年度の途中において活動を休止、又は中止する場合

（３）実績額が支給額に満たない場合

（審査会の設置及び任務）

第１１条　社協会長は、ボランティア活動育成事業補助金審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、次に掲げる審査基準に基づき、ボランティア活動育成事業補助金申請書（様式第１号）及びヒアリング等により、対象となる団体、事業内容及び経費の可否並びに補助額を審査する。

（１）対象事業及び対象経費を満たすこと

（２）住民の福祉の向上に効果が見込まれ、成果が期待できるもの

（３）事業計画や予算が具体的で、実現可能であること

（４）会計処理及び資金の使途が適切であること

３　審査会は、箕輪町ボランティアセンター運営委員会より３名、事務局長、事務局次長、総務グループリーダー、地域ふれあいグループリーダーにより構成する。

４　審査委員長は審査委員の中から互選により選出する。

５　審査委員長は審査会を司会する。

附　則　　この要綱は平成２０年４月１日より施行する

附　則　　この要綱は平成２５年７月１日より施行する

附　則　　この要綱は平成２８年４月１日より施行する

附　則　　この要綱は平成２８年１０月１日より施行する

附　則　　この要綱は令和７年７月１日から施行する

別　表

第３条に基づき、補助金の対象となるものは次のいずれかに該当するものとし、従来の活動を継続する事業は原則対象外とする。

|  |
| --- |
| **≪対象となる事業≫** |
| （１）生活困窮世帯への支援を目的とした事業 | |
| （２）障がいのある方への支援、理解促進を目的とした事業 | |
| （３）高齢の方への支援を目的とした事業 | |
| （４）こどもに対する支援を目的とした事業 | |
| （５）災害からの復興支援を目的とした事業 | |
| （６）外国人支援を目的とした事業 | |
| （７）新しい事業を始めるにあたり必要な学習会を目的とした事業 | |
| （８）その他社協会長が認める事業 | |

**≪対象経費≫**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）諸謝金 | 講師謝礼など |
| （２）消耗品費 | 軽微なもの、消耗するもの |
| （３）印刷製本費 | コピー代、資料作成費など |
| （４）通信運搬費 | 携帯電話通信料、インターネット、郵券料など |
| （５）使用料及び賃借料 | 会場使用料、備品レンタル料など |
| （６）備品購入費 | 長期にわたり継続して使用するもの |
| （７）その他会長が認めるもの |  |